

令和8年7月3日

衆議院議長 森 英介 殿

mRNA ワクチン接種後健康被害の実態把握と被害者全面救済に関する請願書

紹介議員

請願者 氏名

住所

mRNA ワクチン接種後健康被害の実態把握と被害者全面救済に関する請願書

一 請願要旨

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の予防を目的として、令和3年2月14日及び同年5月21日に相次いで特例承認された Messenger RNA 脂質ナノ粒子製剤(以下「mRNA ワクチン」)は、政府の方針の下、全国的に接種が推進され、国民の80パーセントが少なくとも2回以上接種を受け、65歳以上の高齢者については約80パーセントが4回以上接種を受けたとされている。

一方、mRNA ワクチン接種後に重篤な健康被害や遷延症状を訴える事例が多数報告されており、予防接種後副反応疑い報告制度に基づく医療機関からの自発報告件数は総数6万7000件以上(令和8年2月20日厚生労働大臣記者会見発言より)、令和6年8月4日時点で、厚生労働省に医療機関から自発報告された副反応疑い報告のうち、重篤症例は9325件以上、死亡症例は2314件(令和7年12月31日報告分)に達している。

また、令和8年6月30日時点における予防接種健康被害救済制度の認定件数は9486件、うち死亡認定は1075件を数え、この認定規模は、過去45年間の国内全ワクチンの健康被害認定件数をわずかに数年で大きく上回るものであり、公衆衛生上、極めて異例の規模となっている。

地域医療の現場では、mRNA ワクチン接種後に「筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群(ME/CFS)」の診断基準に適合する症例を含め、慢性疲労、認知機能障害、自律神経症状等により、就労不能や寝たきりになるなど、年齢を問わず日常生活に重大な支障をきたし、長期療養を余儀なくされている多数の重篤な患者が継続して診療を受けている。

しかしながら、現行の予防接種健康被害救済制度では、認定まで長期間を要する事例や制度の対象外となる事例も存在し、十分な救済に至っていない深刻な実態がある。また、申請書の提出すら困難な患者や、医療機関からの自発報告から漏れている症例も多数存在していると考えられるため、現在公表されている件数は、健康被害全体の一部にすぎず、氷山の一角である可能性が否定できない。加えて、全国規模の科学的・臨床的実態調査や専門的医療提供体制も十分とはいえず、mRNA ワクチン接種後の健康被害の全容はいまだ明らかになっていない。

この状況に対しては、独立した専門家委員会による全国規模の科学的かつ臨床的な調査を速やかに行い健康被害の全容を解明する必要がある。また、検証のみでは、現在苦しんでいる患者及びその遺族を救済することとはできないため、実態解明と並行して、救済制度の拡充、診療体制の整備、医療費等の支援拡充を図ることが不可欠である。

国策として実施された予防接種により健康被害を受けた方々に対し、国が実態を適切に把握し、科学的知見に基づく検証を進めるとともに、必要な医療支援及び生活支援を含めた救済措置を講ずることは、生命、身体及び幸福追求に対する国民の権利を保障した憲法第13条並びに全ての国民に健康な生活を保障した憲法第25条の当然の要請である。

現行の予防接種健康被害救済制度の枠組みでは救済が十分に追いついていない mRNA ワクチン接種後健康被害の深刻な実態に鑑み、mRNA ワクチン接種後健康被害の実態把握及び被害者の全面救済を実現する

ため、日本国憲法第16条に保障された請願権を行使し、下記事項について速やかに必要な措置を講じられたい。

なお、現在、オンライン上で実施中の「mRNA ワクチン接種後の重篤症例に関する被害者全面救済」を求める全国署名活動には、令和8年7月3日時点で2万5000筆を超える署名が寄せられており、mRNA ワクチン接種後健康被害を受けた方々の救済を求める国民の理解と賛同は着実に広がり、その実現を求める声は今や社会に広く共有された切実な願いとなっていることを付言する。

二 請願事項

1. mRNA ワクチン接種後健康被害(遷延症状を含む)に関し、独立した専門家委員会による全国規模の科学的かつ臨床的な調査を速やかに実施し、その結果を、透明性をもって公表すること。
2. 予防接種健康被害救済制度について、科学的知見に基づいた迅速な認定基準の見直し、対象範囲の拡大、認定及び救済手続の迅速化・適正化を図るとともに、被害者及び遺族に対する十分な救済措置を講ずること。
3. mRNA ワクチン接種後健康被害を受けた方々が適時に適切な医療を受けられるよう、長期的なフォローアップ体制を含む専門的医療提供体制の整備と、医療費等の支援拡充を図ること。
4. mRNA ワクチン接種後健康被害に関する情報について、インフォームド・コンセントの原則に基づき、国民及び医療従事者に対する適切な情報提供並びに十分な情報公開を行うこと。